

土技第255号  
令和5年（2023年）7月31日

熊本県建設産業団体連合会  
会長 土井 建 様

熊本県土木部土木技術管理課長

「改正貨物自動車運送業法」に基づく標準的な運賃の周知・活用について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本県建設行政に関しまして、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

国土交通省において、参考とされる標準的な運送費として「改正貨物自動車運送事業法」により設けられた「標準的な運賃の告示制度」（令和2年4月14日）に基づき標準的な運賃を告示されました。しかしながら、国土交通省の令和4年度調査では、「標準的な運賃」の活用状況等において、荷主の理解を得られた事業者は、約4割程度に留まっており、十分な周知・理解が得られていない状況です。

本県においては、熊本県土木工事標準積算基準書に、仮設材等の運搬に係る費用の積み上げ積算に用いる運賃として基本運賃を定めているほか、深夜割増や積み卸し費等の諸費用も定めており、発注及び設計変更時に適切に積算することとしています。

つきましては、貴協会員におかれても、建設工事における資材運搬に係る運賃については、この標準的な運賃の告示制度に基づく標準的な運賃を参考とした適切な価格で取引していただくよう、お願いいたします。

つきましては、このことを貴会員様へ周知していただきますよう、重ねてお願いいたします。

熊本県土木技術管理課 技術管理班

担当：榎田・倉野

TEL：096-333-2556